

第3回 渋川市農業委員会月次総会 議事録

開会の日時 令和元年 6月 5日 午前 9時30分
 閉会の日時 令和元年 6月 5日 午前10時18分
 開会の場所 市役所第二庁舎 201会議室

委員

議席	氏名	出席	欠席	備考
1	星野安久	○		
2	斉藤美保	○		
3	岸正二	○		
4	角田壽一	○		
5	鳥山孝子	○		
6	新井正喜	○		
7	飯塚敬子	○		
8	下田三徳	○		
9	齊藤由香	○		
10	大島アサ子	○		
11	須田和敏	○		
12	青木明雄	○		
13	高井眞佐実	○		
14	石田玉枝	○		
15	野村隆	○		
16	眞下謹司	○		
17	廣瀬淳	○		
18	高橋昭彦	○		
19	山本彰一郎	○		

渋川市農業委員会総会会議規則第22条の規定による出席者

	齋藤光男	○		農地利用最適化推進委員委員長
	新井健二	○		農地利用最適化推進委員副委員長
	津久井一美	○		農地利用最適化推進委員班長
	爲谷賢司	○		農地利用最適化推進委員班長

議事録署名委員 議席 5 番 鳥山 孝子 委員

議事録署名委員 議席 6 番 新井 正喜 委員

議事参与が制限された委員数 2 人 傍聴人数 0 人

委員以外の出席者 事務局 長 内山 勉
副事務局 長 中澤 正幸
統括主幹 (係長) 竹之内 智行
主 事 小林 史弥

会 議 の 顛 末

開 会 <午前9時30分>

事務局

それでは、渋川市農業委員会総会会議規則第4条第3項の規定により、山本会長に議長を務めていただきまして、議事進行をお願いいたします。

議 長

皆さんおはようございます。会長の山本です。
これより第3回渋川市農業委員会、月次総会を開会いたします。
それでは皆さまのご協力により、スムーズに議事を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。
ただいまの出席委員は19人中19人で会議は成立しました。
さっそくですが、議事に入ります。
まず、議事日程第1、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本会議の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたします。
つづきまして、議事日程第2、議事録署名委員の指名を議題とします。
議事録署名委員に議席番号5番、鳥山孝子委員と議席番号6番、新井正喜委員を指名したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって議事録署名委員は議席番号5番、鳥山孝子委員と議席番号6番、新井正喜委員に決定しました。
つづきまして、議事日程第3、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいま、ご上程いただきました報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてをご説明いたします。報告書の1ページをお願いします。

農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

この度の届出は、1ページに記載の番号1から2ページの3番までの3件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、賃貸人、賃借人、土地の表示及び面積、賃貸借契約をした日、合意解約の合意が成立した日、賃貸借の合意による解約をした日及び土地の引き渡しの時期は記載のとおりであります。

以上で報告第1号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。
つづきまして、議事日程第4、報告第2号、農地使用貸借合意解約通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいま、ご上程いただきました報告第2号、農地使用貸借合意解約通知についてをご説明いたします。報告書の3ページをお願いします。

農地使用貸借合意解約通知について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、3ページに記載の番号1から2番までの2件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、貸付人、借受人、土地の表示及び面積、契約をした日、合意解約が成立した日、合意による解約をした日及び土地の引き渡しの時期は記載のとおりであります。

以上で報告第2号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。
つづきまして、議事日程第5、報告第3号、農地法第3条の3第1

項の規定による届出についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいま、ご上程いただきました報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてをご説明いたします。報告書の5ページをお願いします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

この度の届出は、5ページから7ページに記載の番号1から8番までの8件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日は記載のとおりであります。

また、全ての届出について権利を取得した事由は、相続。取得した権利の種類は、所有権であります。

以上で報告第3号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

つづきまして、議事日程第6、報告第4号、相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいま、ご上程いただきました報告第4号、相続税の納税猶予に関する適格者証明についてご説明いたします。報告書の9ページをお願いします。

相続税の納税猶予に関する適格者証明について、次のとおり願い出があり、調査の上、証明書を交付しましたのでご報告いたします。

この度の届出は、9ページの番号1から2番の2件で、表頭の左から番号、受付年月日、被相続人の住所、氏名、所有面積、相続人の住

所、氏名、相続開始日、特例適用農地等の明細は記載のとおりであります。

本件につきましては、内容を慎重に審査した結果、農地として適正利用していると認められ、所要の添付書類も具備していることから、租税特別措置法第70条の6第1項に規定する適格者と認められます。

以上で報告第4号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。
つづきまして、議事日程第7、報告第5号、埋蔵文化財試掘調査届
についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいま、ご上程いただきました報告第5号、埋蔵文化財試掘調査
届についてご説明申し上げます。報告書の11ページをお願いいたし
ます。

埋蔵文化財試掘調査届について、次のとおり受理しましたのでご報
告いたします。

この度の届出は、番号1から2番の2件で、表頭の左から番号、受
付年月日、届出者、土地所有者、土地の表示及び面積、農地転用申請
年月日、農地転用許可年月日及び転用目的は記載のとおりであります。

以上で報告第5号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。
つづきまして、議事日程第8、報告第6号、農地転用申請に伴う現
地調査についてを議題とします。

それでは、渋川、小野上地区を野村第2班長に、子持、赤城、北橘

地区を星野第2班長より報告をお願いします。
最初に野村第2班長、お願いします。

15番

5月29日に実施しました、第2班、渋川、伊香保地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、齊藤由香委員、青木明雄委員、高橋昭彦委員、事務局の狩野主幹、小林主事と私、野村の6名で実施しました。

渋川、伊香保地区の今回の許可申請は、第4条による申請が1件、第5条による申請の保留分が2件、第5条による申請が8件、合計11件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。

はじめに4条申請であります。議案書の3ページをご覧ください。

申請番号4の1番の現地は、東は道路、西と北は水路、南は宅地となっています。問題ないと思われます。

次に5条申請の保留分であります。5ページをご覧ください。

申請番号5の4番及び5の5番については、保留案件で先月と同様でありますので省略させていただきます。

次に5条申請であります。7ページをご覧ください。

申請番号5の1番の現地は、東は畑、西と南は道路、北は畑と宅地となっています。問題ないと思われます。

申請番号5の2番の現地は、東は畑、西と南は山林、北は保安林となっています。問題ないと思われます。

8ページをご覧ください。

申請番号5の3番の現地は、東と南は水路、西と北は道路となっています。問題ないと思われます。

申請番号5の4番の現地は、東は宅地、西は宅地と雑種地と道路、南は水路と雑種地、北は道路と宅地となっています。問題ないと思われます。

申請番号5の5番の現地は、東は宅地、西と南と北は道路となっています。問題ないと思われます。

9ページをご覧ください。

申請番号5の6番の現地は、東と南は道路、西は畑、北は農地転用許可済み地となっています。

申請番号5の7番の現地は、東は道路、西は畑、南は一体利用する宅地、北は宅地となっています。問題ないと思われます。

申請番号5の8番の現地は、東と南は道路、西は宅地、北は宅地と雑種地となっています。問題ないと思われます。

以上で第2班、渋川、伊香保地区の現地調査報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。
続きまして、星野第2班長お願いします。

1 番

5月29日に実施しました、第2班、子持、赤城、北橋地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、角田壽一委員、新井正喜委員、石田玉枝委員、山本彰一郎委員と私、星野と事務局の竹之内係長、齋藤行政専門員の計7名で実施しました。

今回の子持、赤城、北橋地区の許可申請は、第4条による申請が2件、第5条による申請が9件、合計11件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。

はじめに4条申請であります。議案書の3ページをご覧ください。

申請番号4の2番の現地は、東は道路と墓地、西は道路、南は畑と道路、北は田となっています。問題ないと思われま

す。続きまして議案書の4ページをご覧ください。

申請番号4の3番の現地は、東と西と北は宅地、南は宅地と道路となっています。問題ないと思われま

す。次に5条申請であります。議案書10ページをご覧ください。

申請番号5の9番の現地は、東と西は宅地、南は水路と道路、北は畑となっています。問題ないと思われま

す。申請番号5の10番の現地は、東は宅地と道路、西は畑、南は畑と宅地、北は道路と宅地となっています。問題ないと思われま

す。申請番号5の11番の現地は、東は畑、西は道路、南は宅地、北は道路となっています。問題ないと思われま

す。申請番号5の12番の現地は、東と北は田、西と南は道路となっています。問題ないと思われま

す。続きまして議案書の11ページをご覧ください。

申請番号5の13番の現地は、東は宅地、西は雑種地、南は畑、北は道路となっています。問題ないと思われま

す。申請番号5の14番の現地は、東は道路、西は山林、南は畑、北は道路となっています。問題ないと思われま

す。申請番号5の15番の現地は、東と西と北は道路、南は水路となっています。問題ないと思われま

す。続きまして議案書の12ページをご覧ください。

申請番号5の16番の現地は、東は畑、西は雑種地、南は道路、北は宅地となっています。問題ないと思われま

す。申請番号5の17番の現地は、東と南は道路、西と北は宅地となっ

ています。問題ないと思われます。

以上で第2班、子持、赤城、北橘地区の現地調査報告を終わります。

議長 現地調査の報告が終わりました。ただ今の報告につきまして質疑等がありましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。
以上で現地調査報告を終わります。

議長 つづきまして、議事日程第9、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とし処分の決定を求めます。
申請番号3の1番から3の3番の3件を上程し審議いたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局係長。

議長 はい、事務局係長。

事務局 ただいま、ご上程いただきました、農地法第3条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。議案書の1ページをお願いします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を月次総会にお願いするものです。

申請番号3の1番から3の3番につきまして、権利関係、土地の所在及び面積等、並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては議案書に記載のとおりです。

申請番号3の1番、3の2番は農業経営規模拡大のため、3の3番は農業経営効率化を図るものです。

それぞれ受人、渡人当事者の話し合いが整いましたので申請されたものです。また、お手元に配布してあります農地法第3条調査書につきましては記載のとおりです。

以上で、農地法第3条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。申請番号3の1番から3の3番の3件について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。
議案第1号、申請番号3の1番から3の3番の3件について、許可
することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、議案のとおり許可することに決しました。
つづきまして、議事日程第10、議案第2号、農地法第4条の規定
による許可申請についてを議題とし処分の決定を求めます。
申請番号4の1番から4の3番の3件を上程し審議いたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局係長。

議 長

はい、事務局係長。

事務局

ただいま、ご上程いただきました農地法第4条の規定による許可申
請につきましてご説明いたします。議案書3ページから4ページ関連
です。3ページをお願いします。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、次のと
おり農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、処分の決
定を月次総会にお願いするものです。

申請番号4の1番から4の3番につきまして、申請地の所在、面積
等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、
議案書に記載のとおりです。

申請番号4の1番は農業公共投資のない小集団の生産力の低い農地
に該当すると思われれます。なお、申請地は既に農地以外の利用がなさ
れており申請人より、始末書が出されています。

申請番号4の2番は農業公共投資のある第1種農地に該当しますが、
既存施設の拡張に当たり、不許可の例外に該当すると思われれます。
なお、申請地は既に利用されており、申請人より始末書が出されてい
ます。

4ページをお願いします。

申請番号4の3番は周囲を宅地で囲まれた農業公共投資のない小集
団の生産力の低い農地に該当すると思われれます。なお、申請地は既に
農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

以上で、農地法第4条の規定による、許可申請の説明を終わります。
よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。申請番号4の1番から4の3番の3件について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、申請番号4の1番から4の3番の3件について、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、議案のとおり許可することに決しました。
つづきまして、議事日程第11、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、保留分を議題とし処分の決定を求めます。
申請番号5の4番保留分と5の5番保留分の2件を上程し審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局係長。

議 長 はい、事務局係長。

事務局 ただいま、ご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可申請、保留分につきましてご説明いたします。議案書の5ページをお願いします。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、保留分、次のとおり農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を月次総会にお願いするものです。

申請番号5の4番保留分、5の5番保留分は、4月5日及び5月8日の月次総会にお諮りし、農地法施行規則第57条第1項第2号に規定の申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分又は処分の見込みが必要とされ、本件、申請は都市計画法の開発許可若しくは許可見込みが必要であるが、先月の総会審議時点では許可及び許可見込みがなかったことから、保留とした案件です。

今般、前橋土木事務所へ確認したところ、許可見込みがあると回答が得られましたので再議をお願いするものです。

申請番号5の4番保留分、5の5番保留分ともに、受人は同一法人で一体利用するものです。また、申請地は十ヘクタール未満の区域で宅地化の状況が連たん区域に近接している農地に該当すると思われま

す。

以上で、農地法第5条の規定による、許可申請について、保留分の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。申請番号5の4番保留分と5の5番保留分について審議します。質疑のある方はお願いします。

1 番 はい、議長。1番星野。

議 長 はい、星野委員。

1 番 この案件は4月、5月、そして6月も出たが先程の説明の中で見込みがあるとのことですが見込みで許可してよいものか。

事務局 はい、議長。事務局係長。

議 長 はい、事務局係長。

事務局 1番委員の質問についてですが4、5条の申請については開発関係に該当するしないに係わらず、すべて前橋土木事務所に照会をかけています。その回答があり、許可見込みがあると書面での回答がありましたので今般、審議するものです。

議 長 ほかに質疑のある方はお願いします。

4 番 はい、議長。4番角田。

議 長 はい、角田委員。

4 番 見込みがあるとのことですが隣接する農地との関連はどうなっているか。

事務局 はい、議長。副事務局長。

議 長 はい、副事務局長。

事務局 ただいまの角田委員の質問ですが4月末の現地調査で担当委員が見ており、問題無いと報告されています。

4 番

分かりました。

議 長

ほかに質疑はある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め質疑を打ち切ります。お諮りします。
議案第3号、申請番号5の4番保留分と5の5番保留分について、
許可相当とすることでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号5の4番保留分と5の5番保留分については、
一体利用で、3,000㎡を超える案件として群馬県農業委員会ネットワーク機構に
意見聴取するため、許可相当とすることに決しました。つづきまして、議事日程第12、
議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とし処分の決定を求めます。
申請番号5の1番から5の17番の17件を上程し審議いたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局係長。

議 長

はい、事務局係長。

事務局

ただいま、ご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。議案書の7ページから12ページ関連です。7ページをお願いします。

議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を月次総会にお願いするものです。

申請番号5の1番から5の17番につきまして、権利関係、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については議案書に記載のとおりです。

申請番号5の1番はJRの駅から約60mのところ position しており農地区分は議案書に記載のとおりと思われま

す。申請番号5の2番は農用地区域内にありますが、一時転用であり不許可の例外に該当すると思われま

す。8ページをお願いします。

申請番号5の3番は都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議

案書に記載のとおりです。

申請番号5の4番は施設の規模拡大に伴う申請です。農地区分は、農地法施行規則第43条の1号に該当し、農地区分は議案書に記載のとおりと思われま

す。申請番号5の5番は農業公共投資のない小集団の生産力の低い農地かつ住宅や公益施設が連たんしている区域に該当すると思われま

す。9ページをお願いします。

申請番号5の6番は農業公共投資がある区域ですが、住宅や公益施設が連たんしている区域に近接している区域内に該当すると思われ、周辺の一団農地も十ヘクタール未満となっています。

申請番号5の7番は都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の8番は都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

10ページをお願いします。

申請番号5の9番は農業公共投資がある区域ですが、農地法施行規則第43条の1号に該当し、農地区分は議案書に記載のとおりと思われま

す。申請番号5の10番の受人は、自動車関連の事業を行っているため、今回の申請面積となります。農地区分は農地法施行規則第43条の1号に該当し、議案書に記載のとおりと思われま

す。申請番号5の11番は農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われま

す。申請番号5の12番は農業公共投資がある区域ですが、宅地化の状況が連たんしている地区に近接している区域内に該当すると思われ、周辺の一団農地も十ヘクタール未満となっています。

11ページをお願いします。

申請番号5の13番は申請番号5の12番と同様、宅地化の状況が連たんしている地区に近接している区域内に該当すると思われ、周辺の一団農地も十ヘクタール未満となっています。

申請番号5の14番は農地法施行規則43条の2号に該当し、農地区分は議案書に記載のとおりと思われま

す。申請番号5の15番は農業公共投資がなく、小集団の生産力の低い農地に該当すると思われま

す。12ページをお願いします。

申請番号5の16番は農地法施行規則第43条の1号に該当し、農地区分は議案書に記載のとおりと思われま

す。申請番号5の17番は農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も十ヘクタール未満で、小集団の生産力の低い農地に該当すると思われま

す。なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

以上で、農地法第5条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。申請番号5の1番から17番の17件について審議します。質疑のある方はお願いします。

18番 はい、議長。18番高橋。

議 長 はい、高橋委員。

18番 5の4番についてですが譲渡人は特別養護老人ホームに入っており、自分もよく知ってる方ですが読み書きができないような気がするのですが契約関係はどうなっているか。代理人は入っているか。

事務局 はい、議長。事務局係長。

議 長 はい、事務局係長。

事務局 18番委員の質問にお答えします。申請書については行政書士による代理申請となっています。代理申請については委任状を添付する必要がありますが、提出されている委任状に署名及び押印がなされているため事務局としては問題はないと考えています。

議 長 ほかに質疑はある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。
議案第4号、申請番号5の1番から5の17番の17件について、許可することをご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、議案のとおり許可することに決しました。
つづきまして、議事日程第13、議案第5号、農用地利用集積計画の決定についてを議題とし議決を求めます。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいま、ご上程いただきました議案第5号、農用地利用集積計画の決定についてをご説明いたします。議案書の13ページをお願いいたします。

農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決をお願いするものでございます。

この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を経て定めることとなります。

今回の計画決定に伴う対象農地については、渋川地区、小野上地区、子持地区、赤城地区、北橋地区における農用地利用集積計画であります。

なお、この計画概要の公告は、令和元年7月1日を予定しております。

計画概要につきましては、13ページの表の右の列に記載のとおり利用権設定に係る利用権存続期間の合計は、所有者が21人、借受人が16人、筆数が40筆、面積が54,565平方メートルです。

この個別の内訳は、14ページから16ページに記載の利用権設定総括表のとおりであります。

また、この計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。

以上で議案第5号の説明を終わります。

ご審議のうえご議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議を分けて対応させていただきます。

まず始めに、利用権設定総括表番号13番を審議しますので関係する委員は退席をお願いします。

(関係委員退席)

議長 それでは利用権設定総括表番号13番について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。総括表番号1

3番について議案のとおり認めることでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、議案第5号の番号13番については、承認することに決しました。それでは、退席している委員は席にお戻りください。

(関係委員着席)

議 長 つづきまして、利用権設定総括表番号40番を審議しますので関係する委員は退席をお願いします。

(関係委員退席)

議 長 それでは利用権設定総括表番号40番について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。総括表番号40番について議案のとおり認めることでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、議案第5号の番号40番について承認することに決しました。それでは、退席している委員は席にお戻りください。

(関係委員着席)

議 長 続きまして、利用権設定総括表番号13番、40番を除く番号1番から40番の38件について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、審議を打ち切ります。お諮りします。利用権設定総括表番号13番、40番を除く番号1番から40番の38件について議案のとおり認めることで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、議案のとおり承認することに決しました。
以上をもちまして、第3回渋川市農業委員会月次総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

閉会 <午前10時18分>